

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成28年1月26日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500072号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第1500031号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和54年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

昭和54年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間とすることが必要である。

事業主が請求者に係る昭和54年3月31日から同年4月1日までの訂正後の期間に基づき厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年3月31日から同年4月1日まで

B社本部で採用され、その関連会社であるA社に勤務していた。請求期間は、関連会社内の異動によりA社からC社に移った時期であり、継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無いので、当該期間について年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険被保険者記録及び複数の同僚の陳述内容から判断すると、請求者は請求期間において、B社の関連会社であるA社及びC社に継続して勤務し(A社からC社に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、雇用保険被保険者記録及び前述の同僚の陳述内容から、昭和54年4月1日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社に係る昭和54年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、A社は既に解散しており、請求期間当時の事業主は死亡していることから、昭和54年3月31日から同年4月1日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500082号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1500032号

第1 結論

請求者のA社における請求期間のうち、平成5年1月1日から平成6年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成5年1月から同年12月までの標準報酬月額については、9万8,000円から20万円とする。

平成5年1月から同年12月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年11月1日から平成6年8月26日まで

A社における請求期間の給与額については、月額30万円だったにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、標準報酬月額が低く記録されている。調査の上、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成5年1月1日から平成6年1月1日までの標準報酬月額については、請求者のA社に係るオンライン記録によると、当初20万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年8月26日より後の同年9月12日付けで、9万8,000円に減額処理されていることが確認できる。

一方、A社の閉鎖登記簿謄本によると、請求者は、請求者の夫と共に会社設立から解散に至るまでの全ての期間において同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、請求者と共にA社の代表取締役であった請求者の夫は、「当時は、従業員に給料を支払うことに必死で、社会保険関係のことは何も覚えていない。また、妻は事務には関与しておらず、工場閉鎖後はすぐに家を出ており、妻が社会保険の届出をできるはずがない。」旨陳述している上、日本年金機構は、同社に係る滞納処分票などの保険料収納状況が分かる資料等を保管していないことから、上記減額処理の経緯及び厚生年金保険料の滞納の有無等について確認することができない。

また、請求者が創業当時から経理事務を委託していたとする税理士事務所の担当者は、「請求者は縫製技術者で現場を管理しており、経理関係には全く関与していなかった。」旨陳述している。

さらに、A社における経理事務担当者は、「社長（請求者の夫）が会社を運営し、請求者は仕事場の管理をしていた。代表者印も社長が全部押印しており、請求者が押印することはなかった。」旨陳述していることから、請求者は、当該減額処理に関与していないと考えられる。

これらの事実を総合的に判断すると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日より後の平成6年9月12日付けで行われた減額処理は、事実即ちしたものとは考え難く、標準報酬月額の変額処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、当該減額処理が有効な記録訂正であったとは認められない。

以上のことから、請求者の平成5年1月から同年12月までの標準報酬月額については、20万円に訂正することが必要である。

請求期間のうち、昭和56年11月1日から平成5年1月1日までの期間及び平成6年1月1日から同年8月26日までの期間の標準報酬月額については、請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和56年11月1日の被保険者資格取得時から昭和62年度の定時決定までに係る請求者の標準報酬月額の記録はオンライン記録と一致していることが確認できる上、オンラインシステム実施後における昭和63年度以降の定時決定に係る記録においても、請求者の標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な点は見られない。

また、A社の代表取締役であった請求者は、「請求期間当時の資料は全て廃棄済みであり何も残っていない。」旨陳述している上、請求者と共に同社の代表取締役であった請求者の夫は、「当時のことは資料も無いので詳しくは覚えていないが、社会保険事務所（当時）から請求があった金額を納付していた。」旨陳述しており、請求者が主張する給与額に基づく厚生年金保険料を請求者の給与から控除し、社会保険事務所へ納付していた状況はうかがえない。

さらに、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる従業員8名に照会したところ、全員から回答があったが、いずれも給与明細書等を保管しておらず、同社の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、請求者が請求期間当時、A社の社会保険関係事務を委託していたとして名前を挙げた社会保険労務士及び同社の税務関係事務を委託していた税理士事務所に照会したものの、当時の資料等は残っておらず、請求者の請求期間における給与支払額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間のうち、昭和56年11月1日から平成5年1月1日までの期間及び平成6年1月1日から同年8月26日までの期間について、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500095号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1500033号

第1 結論

請求者のA事業所における平成15年12月10日の標準賞与額を8万円に訂正することが必要である。

平成15年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月10日

年金事務所からお知らせの文書が届き、A事業所から平成15年12月に支給された賞与の記録が無いことが分かった。請求期間に係る冬期一時金支給明細書によると、支給された一時金から厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、請求期間について標準賞与額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された「03 冬期一時金」明細書には、事業所名及び支給日の記載が無いが、A事業所は、「請求者が所持する支給明細書は、当事業所が請求者に対して平成15年12月に支給した賞与に係る明細書であるが、請求期間に係る賞与の資料等は残っていないことから支給日は不明である。しかしながら、当事業所の待遇は自治体準拠となっていることから、支給日は平成15年12月10日と思われる。」旨回答している。

また、A事業所の請求期間当時の社会保険事務担当者及び複数の同僚は、「賞与支給日は、公務員(B県職員)の支給日と同日であり、請求期間に係る支給日は12月10日であった。」旨回答している。

これらのことから、請求者は、請求期間にA事業所から賞与の支給を受け、標準賞与額8万円に基づく厚生年金保険料を当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付

したか否かについて、当時の資料がなく不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500094号
厚生局事案番号 : 四国(国)第1500009号

第1 結論

昭和41年1月1日から同年12月30日までの請求期間及び昭和42年12月29日から昭和61年3月31日までの請求期間について、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和41年1月1日から同年12月30日まで
② 昭和42年12月29日から昭和61年3月31日まで

請求期間①について、実父が私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったにもかかわらず、納付記録が無い。

請求期間②について、実父が私の国民年金の加入手続を行い、実父及び異母弟が私の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、納付記録が無い。

調査の上、請求期間①及び②の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、「実父が私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行った。」と主張しているところ、請求者は、請求者が実父とする者の氏名を正確に記憶しておらず、当該者は、請求者の戸籍上の父と相違することから特定できず、請求期間①当時の加入手続及び保険料の納付について証言が得られない上、請求者は、加入手続及び保険料の納付に直接関与していなかったことから、請求期間①の加入手続及び保険料の納付についての具体的な状況は不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録により、昭和61年11月12日に払い出されていることが確認できるところ、当該払出時点では、請求者の請求期間①の国民年金保険料は時効により納付することができない上、加入手続を行ったとするA区は、「請求期間①に、請求者に対して国民年金手帳記号番号を払い出した形跡は確認できない。」旨回答しており、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、請求者が、請求期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

請求期間②について、請求者は、「実父が私の国民年金の加入手続を行い、実父及び異母弟が私の国民年金保険料を納付した。」旨主張しているところ、請求者が実父とする者及び請求者が異母弟とする者の特定ができないことから、請求期間②当時の加入手続及び保険料の納付について証言が得られない上、請求者は、加入手続及び保険料の納付に直接関与していなかったことから、請求期間②の加入手続及び保険料の納付についての具体的な状況は不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録により、昭和61年11月12日に払い出されていることが確認できることから、請求者は、請求期間②において国民年金の任意加入対象者であることから、制度上、遡って国民年金被保険者資格を取得することはできず、請求期間②の国民年金保険料の納付を行うことはできない上、請求者に係る改製原戸籍の附票により、請求期間②において住所を確認することができるB市C区、同市D区、同市E区、F市及びG市は、「請求期間②に、請求者に対して国民年金手帳記号番号を払い出した形跡は確認できない。」又は「請求期間②に、請求者に対して国民年金手帳記号番号を払い出したか否かは不明である。」旨回答しており、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、請求者が、請求期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500093号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1500030号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社C支社(現在は、D社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和62年4月15日から昭和63年8月1日まで
② 平成20年6月1日から同年11月1日まで

請求期間①について、A社に勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者記録が無い。

請求期間②について、B社C支社に勤務し、派遣先の事業所で熱処理補助員の仕事をしていたにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者記録が無い。

請求期間①及び②の年金記録を訂正し、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者のA社に係る雇用保険の被保険者記録は、昭和61年8月4日から昭和62年4月15日までの期間及び昭和63年7月13日から平成元年4月25日までの期間となっていることが確認できるところ、請求期間①のうち昭和62年4月16日から昭和63年7月12日までの期間において請求者の同保険の被保険者記録は確認できない。一方、雇用保険の支給台帳によると、請求者は、昭和62年4月15日に同社を離職した後、同月23日に求職の申込みを行い、同月30日に雇用保険の特例一時金を受給していることが確認できる。

また、請求期間①当時、A社は、E厚生年金基金に加入していたことがオンライン記録から確認できるところ、当該厚生年金基金の回答によると、請求期間①における請求者の厚生年金基金の加入記録は確認できない。

さらに、請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、資格喪失年月日は昭和62年4月15日と記載されており、当該資格喪失年月日はオンライン記録と一致しているとともに、健康保険被保険者証が同月20日に返納された記録が確認できる上、オンライン記録によると、請求者が昭和63年8月1日に異なる健康

保険整理番号で同社に係る被保険者資格を再度取得していることが確認できる。

加えて、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求者は、同社の元役員及び同僚への照会を希望していないことから、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、D社から提出された請求者に係る契約伝票の写しに記載された出向期間から、請求者が請求期間②のうち、平成20年6月1日から同月30日までの期間、同年7月1日から同月10日までの期間、同月16日から同月31日までの期間、同年9月7日から同月30日までの期間及び同年10月1日から同月31日までの期間（以下「派遣期間」という。）において、B社に勤務し、同社から派遣された事業所で熱処理管理補助業務を行っていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険法第12条において、臨時に2月以内の期間を定めて使用される者は、厚生年金保険の被保険者としめない旨規定されているところ、i) D社は、「派遣期間における請求者との雇用関係は、派遣先事業所との契約毎に更新しており、雇用期間が2か月以内であるため、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は行っていない。」旨回答していること、ii) 前述の契約伝票の写しの一部（平成20年7月16日から同月31日までの期間の分、同年9月7日から同月30日までの期間の分及び同年10月1日から同月31日までの期間の分）には、「短期なので保険は未加入」と記載されていることが確認できること、iii) オンライン記録及び雇用保険の記録から、請求者は、平成20年11月1日にB社C支社に係る厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、同日から平成21年1月31日までの期間の分の同伝票の写し（平成20年11月7日付け）には、「今月より保険加入」と記載されていることが確認できることから、請求期間②において、同支社は請求者を厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる。

また、D社は、「請求期間②に係る請求者の給与から厚生年金保険料を控除していない。」旨回答している上、同社から提出された営業資料の写しによると、請求者の請求期間②に係る給与から法定福利費が控除されていないことが確認できるとともに、F銀行から提供された請求者の預金取引明細表によると、請求期間②について、前述の営業資料に記載された法定福利費が控除されていない給与支給額が入金されていることが確認できることから、請求者の請求期間②の給与から厚生年金保険料が控除されていなかったと考えられる。

さらに、オンライン記録によると、請求者は請求期間②において国民年金に加入しており、国民年金保険料が全額免除されていることが確認できるところ、請求期間②のうち平成20年7月から同年10月までの期間については、日本年金機構から提出された国民年金保険料免除・納付猶予申請書の写しから、同年7月7日付けで請求者が申請免除の届出を行っていることが確認できる。

加えて、G町から提供された国民健康保険被保険者台帳の写しから、請求者が請求期間②において国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500103号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1500034号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA病院における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB病院における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成元年5月31日から同年6月1日まで
② 平成5年2月28日から同年3月1日まで

請求期間①及び②について、C大学の医局より派遣されたA病院及びB病院において、医師としてそれぞれ月末まで勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、被保険者記録が無い。

調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A病院から提出された請求者の労働者名簿の写しによると、請求者の退職年月日は、平成元年5月30日と記載されており、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日と符合している上、同院が保管する労働者名簿の記載内容を現在の社会保険事務担当者から聴取したところ、平成元年に同院を退職した者のうち、請求者と同職種の同僚3名の退職年月日は、それぞれの厚生年金保険被保険者資格喪失年月日と符合している。

また、オンライン記録において、請求者のA病院に係る資格喪失年月日に訂正等の形跡は無い。

さらに、A病院の現在の社会保険事務担当者は、「請求期間①当時の資料は労働者名簿しか保管しておらず、社会保険の取扱いは分からない。」旨陳述している上、同院の請求期間①当時の社会保険事務担当者は、「30年近く前のことで、請求期間①当時の社会保険の取扱いは覚えていない。」旨陳述していることから、請求者の請求期間①の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、請求者のB病院に係る雇用保険の被保険者記録は、平成4年12月1日資格取得、平成5年2月27日離職となっており、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得及び資格喪失年月日と符合している。

また、オンライン記録において、請求者のB病院に係る資格喪失年月日に訂正等の形跡は無い。

さらに、B病院は、事業主が死亡し、平成8年3月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同院の社会保険事務を受託していた社会保険労務士についても既に死亡していることから関係資料は得られず、請求者の請求期間②の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。